

平成 30 年 6 月 30 日

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当法人は、国家公務員法の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

公益社団法人日本栄養士会

【本件連絡先】

公益社団法人日本栄養士会 総務課

電 話 03-5425-6555

F A X 03-5425-6554

メール [jda-jimu@dietitian.or.jp](mailto:jda-jimu@dietitian.or.jp)